

福岡県公報

平成十八年三月三十一日
第二千五百十五号
増刊 ④

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第十節 その他出先機関

目次中 第一款 削除

第一款 大学（第二百五十八条—第二百六十条）

「第十節 削除」に改め、第二条第四号中「、水産海洋技術センター及び大学」を「及び水産海洋技術センター」に、「設置された福岡県立アジア文化交流センター」を「設置されたアジア文化交流センター」に改め、第七条第二項第二号の表空港整備課の項中

「空港建設対策係」を「空港振興係」に改め、同項第三号の表保健福祉課の項中「予算

第二係」を「予算第二係 地域福祉係」に改め、同表中企画課の項を削り、高齢者福祉

課の項の次に次のように加える。

規則（第四十六号—第五十二号）

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

○福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則

○福岡県自動車産業振興室設置規則

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

(人 事 課)	一

訓 令（第三号・第四号）

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

規則

第八条第四項中「、総務部に職員長を」を削る。

第二十条の三第一号イ中「総務部私学事務局私学振興課」の下に「及び歯科衛生士養成施設」を加え、同号ハ中「関すること」の下に「（歯科衛生士養成施設に係るもの）」を加え、同号ニ中「県立の大学」を「福岡県が設置する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 公立大学法人に係る評価、調査及び連絡調整に関すること。

福岡県規則第四十六号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県知事 麻生 渡

- 高齢化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。
- 第二十三条第一号に次のように加える。

- 二 福岡県ねんりんスポーツ・文化祭に関すること。
- 第二十三条第四号イ中「痴呆」を「認知症」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(子育て支援課の所掌事務)

- 第二十三条の二** 第七条第二項に規定する保健福祉部子育て支援課の所掌事務は、次のこととおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の施行に関する事務のうち、児童の保健並びに身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導に関すること。
- 二 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育士に関すること。
- 三 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の健全育成及び子育て支援に関する事務で他課に属しないこと。
- 四 母体保護法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 五 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第一号に規定する放課後児童健全育成事業及び児童厚生施設を経営する事業に関すること。
- 六 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第一号に規定する保育所を経営する事業に関すること。
- 七 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の施行に関すること。
- 八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の施行に関すること。
- 九 児童福祉思想の普及啓発及び児童文化に関すること。
- 十 少子化対策の総合企画、調査及び調整に関すること。
- 十一 庶務に関すること。
- 十二 財務会計に関すること。

- 2 子育て支援課保育所係の所掌事務は、前項第六号、第十一号及び第十二号とする。
 - 3 子育て支援課母子保健係の所掌事務は、第一項第一号、第四号及び第七号とする。
- 第二十四条第一号イ中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同号ロ中「保育所を経営する事業及び」を「放課後児童健全育成事業、保育所及び児童厚生施設を經營する事業並びに」に改め、「事務（保健福祉部）」の下に「子育て支援課及び」を加え

、同号ホを削り、同条第三号に次のように加える。

ヘ 乳幼児及び母子家庭等の医療費の助成に関すること。

- 第二十四条第四号を削り、同条第五号中「児童手当医療係」を「児童扶養手当係」に改め、同号ニを削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第二十五条第二号及び第三号を次のように改める。

二 自立支援係

- イ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）の施行に関すること。

三 社会参加係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児に関すること。

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関すること。

ハ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の施行に関すること。

ニ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第一号（障害児に係るものに限る。）、第四号及び第五号に規定する第一種社会福祉事業並びに同法第二条第三項第一号（障害児に係るものに限る。）、第四号の二、第五号及び第六号に規定する第二種社会福祉事業並びに児童福祉法（障害児に係るものに限る。）、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に関する事務に従事する職員の訓練に関すること。

ホ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事務（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関することを含む。）。

ヘ 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の施行に関する事務。

ト 福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）の施行に関する事務。

チ 福岡県福岡のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

リ 重度心身障害者の医療費の助成に関する事務。

第二十五条第四号に次のように加える。

ハ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第七号に規定する第

二種社会福祉事業に関すること。

第二十七条第一号ハ中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第三十一条第三号イ中「介護扶助」を「指定介護機関の立入検査等、介護扶助運営要領の指導」に改め、同号ロ中「診療報酬」の下に「及び介護報酬」を加える。

第三十一条の三第二号ロを次のように改める。

ロ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指定等に関すること（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

第三十一条の三第三号イを次のように改める。

イ 介護保険法の施行に関する事務のうち、介護サービス事業者の指導及び監査に關すること（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係るものを除く。）。

第三十一条の三第三号ロ中「痴呆」を「認知症」に改め、同号に次のように加える。

ハ 介護サービス情報の公表に關すること。

第三十一条の六第二号中チをヌとし、ハからトまでをホからリまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 福岡県人権教育・啓発施策策定会議に關すること。

ニ 福岡県人権施策推進懇話会に關すること。

第三十一条の九第二号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の施行に關すること。

第三十一条の十二第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第三十号、第三十三号、第三十四号、第三十六号、第四十号及び第四十一号」を「第三十号、第三十一号、第三十三号、第三十五号、第三十九号及び第四十号」に改め、同条第三項中「第一項第三十二号及び第三十五号」を「第一項第三十一号及び第三十四号」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第三十一条の十三第一号を次のように改める。

イ 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の施行に關すること。

ロ 青少年健全育成施策の総合企画、調査及び調整に關すること。

ハ 青少年に關する県民運動の指導及び促進に關すること。

ホ 家庭及び地域における青少年の健全育成に係る啓発に關すること。

ニ 青少年団体の指導育成に關すること。

ト 青少年及び青少年団体の指導者養成に關すること。

チ 青少年の海外派遣その他研修交歓に關すること。

リ 青少年の健全育成施設の普及推進に關すること。

ヌ その他青少年の育成に關する事務のうち、他課に属しないこと。

ル 庶務に關すること。

ハ 財務会計に關すること。

第三十一条の十三中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十二条第三号ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ホ 流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に關すること。

ハ コンテンツ産業の振興に關すること。

第三十二条第四号を削る。

第三十二条の二第二号中ニを削り、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に關すること。

ハ コンテンツ産業の振興に關すること。

第三十二条の三を次のように改める。

第三十二条の三 第七条第二項に規定する商工部経営金融課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号）の施行に關する事務のうち、他課に属しないこと。

二 信用保証協会法（昭和二十八年法律第一百九十六号）の施行に關すること。

三 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百五十五号）の施行に關すること。

四 中小企業団体の組織に關する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の施行に關すること。

- 五 中小企業支援法の規定に基づく中小企業支援事業のうち、経営の診断又は助言に関すること。
- 六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十五回）の施行すること。
- 七 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第二百四十五号）の施行に関すること。
- 八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。
- 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（創業及び新規中小企業の事業活動の促進並びに中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する除く。）。
- 十 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）の施行に関すること。
- 十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）の施行に関すること。
- 十二 中小企業施策の普及に関すること。
- 十三 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 十四 中小企業の情報化に関すること。
- 十五 中小企業振興資金の融資に関すること。
- 十六 商店街振興資金に関する事務。
- 十七 中小企業の金融に関する事務（第一号、第三号、第十一号、第十五号及び第六号に掲げる事務を除く。）。
- 十八 その他中小企業の振興に関する事務。
- 十九 庁務に関する事務。
- 二十 財務会計に関する事務。
- 二十一 財團法人福岡県中小企業振興センターに関する事務（海外事務所に関する事務を除く。）。
- 二十二 経営金融課貸金業係の所掌事務は、前項第八号、第十九号及び第二十号に掲げる事務とする。
- 3 経営金融課金融係の所掌事務は、第一項第二号、第十五号及び第十七号に掲げる事務とする。

4 経営金融課高度化対策係の所掌事務は、第一項第三号、第五号、第十一号及び第十号に掲げる事務とする。

第三十三条第一号イ中「通訳案内法」を「通訳案内士法」に改め、同条第三号中「経済交流係」を「海外ビジネス支援係」に改め、同号ホ中「海外高度人材」を「国際ビジネス人材」に改める。

第三十三条の二第二号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号ヘ中「工業所有権」を「産業財産権」に改め、同号中ヘをホとし、トをヘとし、同条第三号イを次のよう改める。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、創業及び新規中小企業の事業活動の促進並びに中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する事務。

第三十五条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

第三十七条の一第三号ハ中「関すること」を「関する事務のうち、他課に属しないこと」に改め、同条第六号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

第三十八条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農業近代化資金に関する事務。

第四十二条第一号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農地法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関する事務のうち、農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産に関する事務。

イ 農地法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第四十二条第五号イを次のように改める。

イ 農地法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第五十条の三第一号中ホをトとし、ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

福岡県公報

平成18年3月31日 金曜日

- イ 高齢者・児童家庭係
 (1) 第一項第二号イに規定する事務
 ロ 障害者福祉係
- 三 健康対策課
 イ 第一項第三号に規定する事務
- 四 衛生課
 イ 第一項第四号に規定する事務
- 五 保護課
 イ 保護第一係
 (1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務であること。
- ロ 保護第二係
 (1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務であること。
- 六 環境課
 イ 第一項第七号に規定する事務
 ロ 第二項第七号ロに規定する事務
- 第八十九条第六項中「福岡県嘉穂保健福祉環境事務所」の下に「、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所」を加え、同項第五号を次のように改める。
- 五 保護課
 イ 第一項第五号に規定する事務
- 第八十九条第六項及び第七号を削り、同項中第八号を第六号とし、同条第八項第二号ハ(1)中「社会福祉法人」の下に「及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業のみを経営する社会福祉法人」を加え、同項第三号イ(1)中「(6)」を「(7)」に改める。
- 第一百二条第一項中「第十条」を「第三十六条」に改める。
- 第一百十一条第一号に次のように加える。
 ヘ 精神医療審査会に關すること。

ト 精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に關すること。
 第百十一条第二号ニを次のように改める。

ニ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと（精神障害者に係るものに限る。）。

第一百十一条第一号ホを削る。
 第百十四条第一号に次のように加える。

ホ 障害者自立支援法の施行に関する事務のうち、市町村等に対する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）。

第一百二十七条第一項中「相談及び苦情の処理」を「情報の収集及び提供、相談及び苦情の処理等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号

第一百二十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 商品等の試験、検査等に關すること。

第一百二十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 消費生活に關する情報の収集及び提供に關すること。

第一百三十三条の表福岡県筑豊労働福祉事務所の項中「吉原町六番一二号」を「新立岩八番一号」に改める。

第一百三十七条の八第一号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 委託訓練に關すること。

第一百六十四条第一項第二号ロ中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、同号ロ(14)の次に次のように加える。

(15) 農業近代化資金に關すること。

第一百六十四条第三項第二号イ(1)中「(11)まで及び(16)」を「(10)まで及び(15)」に改める。

三 道路維持課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 道路建設課

イ 第一項第四号に規定する事務

口 第一項第六号イに規定する事務

第一百三十三条第十項第五号イ中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項

第七号イ中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改め、同条第十一項第三号イ中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項第四号イ中「前項第四号イ、ロ及びハ」を

「第一項第四号」に改め、同項第五号イ中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、

同項第六号イ中「第一項第五号イ」を「第一項第六号」に改め、同項第七号イ及び口中

「第一項第六号」を「第一項第七号」に改め、同条第十一項第三号イ中「第一項第三号」

を「第一項第三号」に改め、「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削り、同項第四

号イ中〔第一項第四号〕を〔第一項第五号〕に改め、同項第五号イ中〔第一項第五号〕

を「第一項第六号」に改め、同項第七号イ及びロ中「第一項第六号」を「第一項第七号」

」に改め、同条第十三項第三号イ中「第一項第三号」を「第二項第三号」に改め、――(

同号ニに規定する事務を除く。)」を削り、同項第四号イ中「第一項第四号」を「第一

項第五号】に改め、同条第十四項第三号イ中【第一項第三号】を【第二項第三号】に改

（同号二に規定する事務を除く。）」を削り、同項第四号イ中「第一項第四号」

を「第一項第五号」に改め、同項第五号の中の「第一項第六号」を「第一項第七号」に改

め、同条第十五項第三号イ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、一（同号二

に規定する事務を除く。」)」を削り、同項第四号末中「第一項第四号」を「第一項第五

同項第五号、六中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第一百四十二条第一項の表福岡県五ヶ山タム建設事務所の項中

—庶務課
—庶務課

用地第一係

用地第一係を用地第一係に改め同項の表福岡県住民原タム延説事務所の

二
訓
釋
卷
上

項中

第五十四号

(福岡県が設置する大学の授業料等の減免等に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の福岡県立九州歯科大学付属病院使用料及び手数料規則に基づく使用料及び

手数料であつて、平成十八年三月三十一日以前に納付義務を生じたものについては、
なお従前の例による。

(福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部改正)

4 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第

四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「企画課」を「保健福祉課」に改める。

(福岡県社会福祉審議会規則の一部改正)

5 福岡県社会福祉審議会規則(平成十二年福岡県規則第六十五号)の一部を次のように

に改正する。

第八条中「企画課」を「保健福祉課」に改める。

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここ
に公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第四十七号

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則(平成五年福岡県規則第六十八号)の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県九州国立博物館室等の設置に関する規則

目次中「国立博物館対策室(第一条—第四条)」を「九州国立博物館室(第一条—第
三条)」に、「国立博物館対策長(第五条)」を「九州国立博物館対策長(第四条)」
に改める。

「第一章 国立博物館対策室」を「第一章 九州国立博物館室」に改める。

第一条の見出し中「国立博物館対策室」を「九州国立博物館室」に改め、同条中「国

立博物館の設置の促進を図るため」を「九州国立博物館等に關する事務を処理するため
」に、「国立博物館対策室(以下「対策室」という。)」を「九州国立博物館室(以下
「室」という。)」に改める。

第二条中「対策室」を「室」に改める。

第三条中「対策室」を「室」に改める。

九州国立博物館」に改める。

「第二章 国立博物館対策室」を「第二章 九州国立博物館対策室」を「

第四条の見出し中「国立博物館対策長」を「九州国立博物館対策長」に改め、同条の
表中「国立博物館対策長」を「九州国立博物館対策長」に、「対策室」を「室」に改め
る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県自動車産業振興室設置規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第四十八号

福岡県自動車産業振興室設置規則

(設置)

第一条 自動車産業及びその関連産業の振興に関する事務を処理するため、福岡県行政
組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)第三条第三項の規定に基づき、商工
部企業立地課に自動車産業振興室(以下「室」という。)を付置する。

(役付職員等)

第二条 室に室長及び企画主幹を置く。

2 前項に規定する職のほか、室の事務に從事する職員は、商工部企業立地課の事務に
従事する職員(同課の課長、課長補佐及び係長の職にある者を除く。)をもって充て
る。

(所掌事務)

第三条 室の所掌事務は、自動車産業及びその関連産業の振興に関する事務とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県規則第四十九号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「労務に従事する技師」を「主任技能員及び技能員」に改める。

附則別表第八号中「農業手」を「農業技術員」に改め、同表第十三号中「狂犬病予防技術員」を「動物愛護管理技術員」に改める。

別表の一 本庁の表中第六号を削り、第六号の二を第六号とする。

別表の二 出先機関の表中第二十八号の次に次のように加える。

28の2副保健監 上司の命を受け、当該出先機関の保健医療に関する事務のうち医学的専門事項に関するものを処理する。

別表の三 共通の表中

4技師 上司の命に従い、技術又は労務に従事する。

4技師 上司の命に従い、技術に従事する。

4技師 上司の命に従い、高度な技能を要する労務に従事する。

6技能員 上司の命に従い、労務に従事する。

改める。

別表の備考中「第二十四号から第一十六号まで」を「第二十二号から第二十四号まで」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県規則第五十号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県事務委任規則（昭和四十一年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「県立大学（第七十三条）」を「削除」に改める。

第十四条第二項中「新北九州空港連絡道路建設事務所」を削り、「土木事務所」を「土木事務所」に改める。

新北九州空港連絡道路建設事務所」を「土木事務所」に改める。

第二十条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項に次の六号を加える。

二 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十八条の規定に基づき、民生委員の指導、訓練に関して計画を樹立し、これを実施すること。

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人（市町村社会福祉協議会に限る。）からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は所属職員に業務及び財産の状況を検査させること。この場合において、大牟田市社会福祉協議会に係る当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

四 保健所運営協議会の運営に関する事務

この号中福岡県保健所運営協議会条例（昭和二十九年福岡県条例第十一号）を

「条例」という。

イ 条例第七条の規定に基づき、保健所運営協議会を招集し、及び諮詢すること

五 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の施行
に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第一条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

六 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第一条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

七 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の二項を加える。
3 保健福祉環境事務所長に、次の各号に掲げる保健福祉部子育て支援課関係の事務を委任する。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号中「法」という。）
の施行に関する事務

イ 法第四十六条第一項の規定に基づき、施設の設備及び運営の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に対し必要な報告を求め、又は所属職員に関係者

に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

ロ 法第五十九条第一項の規定に基づき、施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員にその事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせること。

ハ 法第五十九条の二第一項及び第二項の規定に基づき、法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第四項の認可を受けているものの設置者から届出を受領すること。

ニ 法第五十九条の二第三項の規定に基づき、届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

ホ 法第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者から、施設の運営の状況の報告を受けること。

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

ホ 法第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者から、施設の運営の状況の報告を受けること。

二

母子保健法（昭和四十年厚生省令第五十五号）を「施行規則」という。

イ 法第十八条の規定に基づき、低体重児の保護者からの届出を受領すること。

ロ 法第十九条第一項の規定に基づき、管内に現在地を有する未熟児の保護者について、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして訪問指導させること。

ハ 法第十九条第三項の規定に基づき、当該未熟児の現在地の市町村長に通知すること。

ニ 法第二十条第一項の規定に基づき、養育医療の給付を行い、又は費用を支給すること。

ホ 施行規則第九条第二項の規定に基づき、養育医療券を交付すること。

二 十条第四項第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号。」を削り、同号中トから今までを削り、同号ヌ中「保育の実施等」を「助産の実施又は母子保護の実施」に改め、同ヌを同号トとし、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第五項第二号イ中「第十八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同号中「ヘ」を「チ」とし、同チを同号リとし、同号ト中「第五条」を「第十条」に改め、同トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

法第十七条の二十八第一項の規定に基づき、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定身体障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

第二十一条第五項第四号中ムを削り、ラをウとし、ナをムとし、同号ムの前に次のよう
うに加える。

ラ 法第三十八条の六第二項の規定に基づき、精神病院の管理者等に対し、報告

第二十条第五項第四号中ネをナとし、チからツまでをリからネまでとし、同号ト中

及び第二「十六条の二」を「第二十六条の二及び第二「十六条の三」に改め、同トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号。以下この号中「法」とい

う。) の施行に関する事務

イ 法第四十八条第一項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

口 法第五十条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者について、

ハ 大牟田市の区域におけるイ及びロの事務については、山門保健福祉環境事務

第二十条第七項第五号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号。）を「臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号。）に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同条第十項第四号イ中「経営する法人」の下に「及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業のみを経営する法人」を加える

第二十条中第十六項を第十七項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下
げ、同条第十二項第一号ム中「第十一条」を「第十条」に改め、同ムを同号オとし、
同号中ラを削り、ナをノとし、ネをヰとし、同号ツ中「第三条」を「第三条第一項」
に改め、同ツを同号ウとし、同号中ソをムとし、ヨからレまでをネからラまでとし、
同号カ中「第八条」を「条例第八条」に改め、同カを同号ツとし、同号中ワをソとし
、チからヲまでをワからレまでとし、同号ト中「行う」を「する」に改め、同トを同
号ヲとし、同ヲの前に次のように加える。

ル 法第十一條の一の規定に基づき、浄化槽の廃止の届出を受領すること。
第二十条第十一項第一号中へをヌとし、ホをリとし、ニをチとし、ハの次に次のよう
に加える。

二 法第七条第二項の規定に基づき、指定検査機関が実施する検査の報告を受領すること（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）。

ホ 法第七条の一第一項及び法第十二条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。

ヘ 法第七条の二第二項及び法第十二条の二第二項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。

ト 法第七条の一第三項及び法第十二条の二第三項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第二十条中第十二項を第十三項とし、同条第十一項第一号へ中「短縮すること」の下に「法第十七条の十二第一項又は」を加え、同号ト及びチ中「受領すること」の下に「法第十七条の十二第二項又は」を加え、同号中ナをノとし、ノの前に次のよう 加える。

ヰ 施行規則第九条の三の規定に基づき、受理書を交付すること。

第二十条第十一項第一号中ネをウとし、ヌからツまでをカからムまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第十七条の四第一項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出を受領すること。

ル 法第十七条の五第一項の規定に基づき、新たに揮発性有機化合物排出施設になつた際、使用の届出を受領すること。

ヲ 法第十七条の六第一項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受領すること。

ワ 法第十七条の七の規定に基づき、届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の変更又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ぜること。

第二十条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 保健福祉環境事務所長に、次に掲げる保健福祉部介護保険課関係の事務を委任する。

一 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは指定

居宅サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しく

は提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対しても質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ロ 法第七十七条第二項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

ハ 法第八十三条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対しても質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ニ 法第八十四条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

ホ 法第一百十二条第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者若し

くは開設者であつた者等に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ヘ 法第一百十四条第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

ト 法第一百十五条の六第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者若し

くは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

チ 法第一百十五条の八第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者につ

いて、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

大牟田市の区域におけるイからチまでの事務については、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十六条第二号イ中「第三条」を「第二条第三項、第四項及び第五項」に改める。

第二十六条の二中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中イを削り、ロをイとし、ハからルまでをロからヌまでとし、ヲからカまでを削り、ヨをルとし、タからナまでをヲからレまでとし、同号レの次に次のように加える。

ソ 施行令第十条第二項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の返還を受けること。

第二十六条の二第一号中ラをツとし、同条に次の一号を加える。

二 障害者自立支援法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
この号中障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）を「施行令」とい

う。

イ 法第五十二条第一項及び法第五十四条第一項の規定に基づき、自立支援医療

費の支給認定（施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る認定に限る
。以下この号において同じ。）を行うこと。

ロ 法第五十三条第一項の規定に基づき、支給認定の申請を受領すること。

ハ 法第五十四条第二項及び第三項の規定に基づき、支給認定をしたときに、指
定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を
受けるものを定め、支給認定障害者等に対し、医療受給者証を交付すること。

ニ 法第五十六条第一項の規定に基づき、支給認定の変更の申請を受領すること

ホ 法第五十六条第二項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行うこと。こ
の場合において、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求め、医

療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、返還すること。
ヘ 法第五十七条の規定に基づき、支給認定を取り消すこと。この場合において
、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるこ

ト 施行令第三十二条第一項の規定に基づき、支給認定の申請内容の変更の届出
を受領すること。

チ 施行令第三十三条第一項の規定に基づき、医療受給者証を破り、汚し、又は
失つた支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証
の再交付の申請があつたときに、医療受給者証を再交付すること。

第二十七条第一号イを次のように改める。

イ 法第十一条第二項の規定に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 市町村の援護（法第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しく
は要請又は法第十八条第三項及び第四項の措置に係るものに限る。）の実施

に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報の提供その他必要
な援助を行うこと。

(2) 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導を行な
うこと。

(3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行なうこと。

(4) 必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。

(5) 障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項の規定に基づき、市町村が
支給要否決定を行うに当たつて意見を述べるとともに、必要に応じ、障害者
等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くこと。

(6) 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定に基づき、市町村が行う支給決
定等の業務に関する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと

(7) 障害者自立支援法第七十四条の規定に基づき、市町村が行う自立支援医療

費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に関する業務に関す
る技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

第二十七条第一号ハ中「第一条」を「第二条」に改め、同条第二号イを次のように
改める。

イ 法第十二条第二項の規定に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 市町村の更生援護（法第十六条第一項第一号の措置に係るものに限る。）

- の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと。
- (2) 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導を行うこと。
- (3) 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- (4) 障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項の規定に基づき、市町村が支給要否決定を行うに当たつて意見述べるとともに、必要に応じ、障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聞くこと。
- (5) 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定に基づき、市町村が行う支給決定等の業務に関する技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- 第二十一条第二号口中「同条」を「法第十二条」に改める。
- 第三十九条第二号口中「変更する」を「変更し、又は臨時休校する」に改める。
- 第四十条第一項を削り、同条第二項第二号中トをヲとし、ヘをルとし、ホをヌとし、ヌの前に次のように加える。
- リ 法第五十二条の二第二項の規定に基づき、商工会の合併の認可申請を受領すること。
- 第四十条第二項第二号中ニをチとし、チの前に次のように加える。
- ト 法第五十条第一項の規定に基づき、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又は所属職員に立入検査をさせること。
- ホ 法第四十四条第二項の規定に基づき、定款の変更申請を受領すること（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）。
- 第四十条第二項第一号中口をニとし、同号イ中「を行い」を「の処分をし」に、「法第四十八条第五項」を「（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）法第五十二条の二第五項」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加えること。
- イ 法第二十三条第一項の規定に基づき、商工会の設立認可の申請を受領すること。

口 法第二十三条第三項の規定に基づき、関係市町村長の意見を聞くこと（法第四十四条第四項（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）及び法第五十二条の二第五項において準用する場合を含む。）。

第四十条中第二項を第一項とし、同条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第二号の前に次の一号を加える。

一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号。以下この号中「組合法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号。以下この号中「組織法」という。）の施行に関する事務（火災共済協同組合、中小企業団体中央会並びに各商工事務所の管轄区域にまたがる区域を単位とする協同組合連合会、事業協同組合及び事業協同小組合に係る事務を除く。）イ 組合法第九条の二の三の規定に基づき、組合員以外の者の事業の利用の特例を認可すること。

ロ 組合法第二十七条の二第一項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。

ハ 組合法第三十五条の二の規定に基づき、役員の氏名等の変更があつた旨の届出を受領すること（組織法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）。

ニ 組合法第四十八条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること（組合法第五十五条第六項及び組織法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）。

ト 組合法第五十二条の二第二項の規定に基づき、定款の変更を認可すること（組合法第五十五条第六項及び組織法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）。

ホ 組合法第五十五条第六項及び組織法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）。

ヘ 組合法第六十二条第二項の規定に基づき、組合の解散届を受領すること（組織法第五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）。

ト 組合法第六十三条第三項の規定に基づき、組合の合併を認可すること（組織法第五条の二十三第四項において準用する場合を含む。）。

チ 組合法第九十七条第二項の規定に基づき、解散の登記を嘱託すること（組織法第五条の二十三第五項において準用する場合を含む。）。

リ 組合法第一百四条の規定に基づき、不服の申出を受領し、必要な措置をとること。

と（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

又 組合法第一百五条の規定に基づき、検査の請求を受領し、業務又は会計の状況を検査すること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

ル 組合法第一百五条の二の規定に基づき、決算関係の書類を受領すること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

ヲ 組合法第一百五条の三の規定に基づき、毎年一回を限り、必要な報告を徴すること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

ワ 組合法第一百五条の四の規定に基づき、必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査すること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

カ 組合法第一百六条の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨若しくは業務の停止若しくは役員の改選を命じ、認可を取り消し、又は解散を命ずること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

メ 組織法第五条の七第二項の規定に基づき、同条第一項の事業以外の事業を行うことを認可すること。

タ 組織法第五条の十七第一項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。レ 組織法第五条の二十二の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受けること。

ソ 組織法第九十五条第四項及び第七項の規定に基づき、組織変更を認可し、及び組織変更をした旨の届出を受領すること。

ツ 組織法第九十六条第五項の規定に基づき、組織変更を認可すること。

ネ 組織法第九十七条第二項において準用する同法第九十六条第八項の規定に基づき、組織変更をした旨の届出を受領すること。

ト 第四十条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五十条第六項第三号中「福岡県甘木農林事務所」を「福岡県朝倉農林事務所」に改める。

第七十条中第三項を削り、第四項に次の一号を加える。

第七十条中第六項を第五項とし、同条第七項中第六号を第七号とし、同条第五号の改めること。

三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（国土交通省所管の国有財産のうち、道路法が適用される道路にに関するものに限る。）。

イ 法第三十一条の二の規定に基づき、所属職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。

ロ 法第三十一条の三の規定に基づき、境界確定の協議等を行うこと。

ハ 国土交通省所管国有財産取扱規則（平成十三年一月国土交通省訓令第六十一号）第三十一条の規定に基づき、国有財産となるべき物件の引渡しを受けること。

第七十条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項第三号中「普通河川」を「河川法が適用又は準用される河川」に改め、イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同項に次の一号を加える。

四 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十二条第一項の規定に基づき、通報水位を定めること。

ロ 法第十二条第二項の規定に基づき、警戒水位を定めること。

ハ 法第十三条第二項の規定に基づき、特別警戒水位を定め、河川の水位が当該水位に達したときは、その旨を県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、一般に周知させること。

ニ 法第十六条第一項の規定に基づき、水防警報を行うこと。

ホ 法第十六条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定に基づき行つた水防警報に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知すること。

ヘ 法第二十九条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示すること。

ト 法第三十条の規定に基づき、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対し、水防上の緊急措置を指示すること。

チ 法第四十九条第一項の規定に基づき、関係者に対して資料の提出を命じ、又は所属職員に必要な土地に立ち入らせること。

第七十条中第六項を第五項とし、同条第七項中第六号を第七号とし、同条第五号の改めること。

次に次の一号を加える。

六 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定に基づき、埠頭指標対応措置を実施し、当該措置を講ずるために必要な設備を設置し、及び維持すること。

ロ 法第三十一条の規定に基づき、埠頭訓練を実施すること。

ハ 法第三十二条第一項及び第四項の規定に基づき、埠頭保安規程を定め、当該規程に定めた事項を適確に実施すること。

ニ 法第二十七条の規定に基づき、水域指標対応措置を実施すること。

ホ 法第三十九条の規定に基づき、水域訓練を実施すること。

ヘ 法第四十条第一項及び第二項の規定に基づき、水域保安規程を定め、当該保安規程に定めた事項を適確に実施すること。

第七十条中第七項を第六項とし、第八項に次の一号を加える。

四 国有財産法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜崩壊防止施設に関するものに限る。）

イ 法第十八条第三項の規定に基づき、国有財産の使用又は収益を許可すること（水利使用を目的とした工作物の設置に係るものを除く。）。

ロ 法第三十一条の一の規定に基づき、所属職員を他人の占有する土地に立ち入らさせること。

ハ 法第三十一条の三の規定に基づき、境界確定の協議等を行うこと。

二 国土交通省所管国有財産取扱規則第三十一条の規定に基づき、国有財産となるべき物件の引渡しを受けること。

第七十条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項に次の一号を加える。

四 国有財産法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（国土交通省所管の国有財産のうち、公園（都市公園法が適用される公園に限る。）に関するものに限る。）

イ 法第三十一条の二の規定に基づき、所属職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。

ロ 法第三十一条の三の規定に基づき、境界確定の協議等を行うこと。

ハ 国土交通省所管国有財産取扱規則第三十一条の規定に基づき、国有財産となるべき物件の引渡しを受けること。

第七十条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第二条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第七十条第九項第二号中「除く。」の下に「、福岡県柳川土木事務所、福岡県八女土木事務所」を加える。

第三条 福岡県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第二十条第四項第六号中「平成十三年法律第三十一号」の下に「。以下この号中「法」という。」を加え、同号イを次のように改める。

イ 法第三条第三項及び第五項の規定に基づき、配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行うこと。ただし、法第三条第三項第一号及び第三号に規定する業務を除く。

第二十条第四項第六号に次のように加える。

ロ 法第四条の規定に基づき、被害者の相談、指導及びこれらに付随する事務を行うこと（婦人相談員を配置している市の区域を除く。）。

ハ 法第十四条第二項及び第三項の規定に基づき、裁判所の求めに応じて、書面の提出又は説明を行うこと。

第七十条第九項第一号イ中「に基づき、」の下に「福岡県の区域内で」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成十八年五月一日から、第三条の規定は平成十八年七月一日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十一号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則

十二年福岡県規則第六四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「給与に関する事項」を「給与及び退職手当に関する事項」に改める。

第二条に次の二項を加える。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第一)によるものとする。

3 知事は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第一項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員の給料を支給しなければならない。

第三条の見出しを「(初任給、昇格、昇給等の基準)」に改め、同条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「五十七歳」とし、職員が当該年齢に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する場合は、当該三月三十一日の翌日以降昇給させることができない」を「五十七歳とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職員の職務の級は、級別標準職務表(別表第四)に定める基準に基づき、決定するものとする。

3 給与条例第七条の規定により、同条例第六条に規定する県職員の例によることとされている昇格については、昇格時号給対応表(別表第五)によるものとする。

第四条中「勤務条件が」の下に「同じ職務の級に属する」を加え、「比して」を「して、」に改める。

第五条中「職員の受ける号給又は職員の区分」を「職員に適用される職務の級」に、「別表第三」を「別表第八」に改め、「調整基本額」の下に「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、「額とし」を「額」としに改め、「)とする。」を削り、同条の表嘉穂病院の項中「ボイラ技士」を「ボイラー技士」に改め、同表保健福祉環境事務所の項中「狂犬病予防技術員」を「動物愛護管理技術員」に改め、同表九州歯科大学の項を削る。

第八条第二項第一号中「イからホまでに」を「イからニまでに」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同項第五号中「狂犬病予防技術員」を「動物愛護管理技術員」に改め、同条第三項中「前項第一号ホ」を「前項第一号ニ」に、「同号ニ」を「同号ハ」に改める。

第九条第一項及び第二項中「別表第四」を「別表第七」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(退職手当)

第十条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下「退職手当条例」という。)附則第四項の規定により退職手当条例を準用する場合の退職手当条例第七条の四第一項に掲げる職員の区分は、別表第八イ又はロの表の下欄に掲げる区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900

	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
再任用職員以外の職員	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	203,700	254,200	285,400	316,500	369,400
	71	204,400	254,800	286,200	317,000	370,000
	72	205,100	255,400	287,000	317,500	370,600
	73	205,900	255,900	287,900	317,800	371,100
	74	206,700	256,400	288,700	318,300	371,700
	75	207,500	256,900	289,500	318,800	372,300
	76	208,300	257,400	290,300	319,300	372,900
	77	208,900	258,000	291,100	319,600	373,400
	78	209,600	258,500	291,700	320,000	374,000
	79	210,300	259,000	292,300	320,400	374,600
	80	211,000	259,500	292,900	320,800	375,200
	81	211,700	259,900	293,400	321,300	375,700
	82	212,400	260,200	294,000	321,700	376,300
	83	213,100	260,500	294,600	322,100	376,900
	84	213,800	260,800	295,200	322,500	377,500
	85	214,500	261,200	295,700	322,900	378,000
	86	215,200	261,600	296,300	323,300	378,600
	87	215,900	262,000	296,900	323,700	379,200
	88	216,600	262,400	297,500	324,100	379,800
	89	217,200	262,600	297,900	324,400	380,300
	90	217,800	263,000	298,400	324,800	380,900

	91	218,400	263,400	298,900	325,200	381,500
	92	219,000	263,800	299,400	325,600	382,100
	93	219,500	264,200	299,900	325,900	382,600
	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
	96	221,000	265,400	301,400	327,100	
	97	221,600	265,600	301,800	327,400	
	98	222,100	265,900	302,300	327,800	
	99	222,600	266,200	302,800	328,200	
	100	223,100	266,500	303,300	328,600	
	101	223,700	266,900	303,700	328,900	
	102	224,300	267,200	304,100	329,300	
	103	224,900	267,500	304,500	329,700	
	104	225,500	267,800	304,900	330,100	
	105	225,900	268,100	305,300	330,400	
	106	226,400	268,400	305,700	330,800	
	107	226,900	268,700	306,100	331,200	
	108	227,400	269,000	306,500	331,600	
	109	227,800	269,300	306,900	331,900	
	110	228,300	269,600	307,300	332,300	
	111	228,800	269,900	307,700	332,700	
	112	229,300	270,200	308,100	333,100	
	113	229,800	270,500	308,400	333,400	
	114	230,300	270,800	308,800	333,800	
	115	230,800	271,100	309,200	334,200	
	116	231,300	271,400	309,600	334,600	
	117	231,700	271,700	309,900	334,900	
	118	232,100	272,000	310,300	335,300	
	119	232,500	272,300	310,700	335,700	
	120	232,900	272,600	311,100	336,100	
	121	233,300	272,800	311,400	336,400	
	122		273,100	311,800	336,800	
	123		273,400	312,200	337,200	
	124		273,700	312,600	337,600	
	125		273,800	312,800	337,900	
	126		274,100	313,200		
	127		274,400	313,600		
	128		274,700	314,000		
	129		274,800	314,200		
	130		275,100	314,600		
	131		275,400	315,000		
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

備考 再任用職員のうち、再任用短時間勤務職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、この表の再任用職員の項の額に再任用短時間勤務職員について定められた1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2（第2条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	定型的な業務を行う技能員の職務
2 級	技能員の職務
3 級	経験に基づき相当困難な業務を行う技能員の職務
4 級	経験に基づき困難な業務を行う技能員の職務
5 級	主任技能員の職務

別表第3（第3条関係）

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給
ボイラー技師	中学卒	1級9号給	土木工手	中学卒	1級9号給	林業手	中学卒	1級9号給
自動車運転士	中学卒	1級9号給	道路技術員	中学卒	1級9号給	衛生用務員	中学卒	1級1号給
電話交換手	中学卒	1級9号給	動物愛護管理技術員	中学卒	1級9号給	用務員	中学卒	1級1号給
監視	中学卒	1級9号給	工手	中学卒	1級9号給	\		
河川監視	中学卒	1級9号給	農業技術員	中学卒	1級9号給	\		

備考

- 1 この表は、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。
- 2 新たに職員となつた者のうち学歴免許等の欄に掲げる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者の初任給は、備考1の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（10年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の経験年数を除く。）の月数にあつては18月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。
- 3 備考1及び2に規定するもののほか、経験年数の換算、修学年数の調整その他初任給、昇給等の取扱いについては、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）の適用を受ける職員の例による。

別表第4（第3条関係）

級別資格基準表

職務の級 学歴免許等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
高 校 卒	0	5	別に定める	別に定める	別に定める
中 学 卒	0	8	別に定める	別に定める	別に定める

備考 この表の取扱いについては、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）の適用を受ける職員の例による。

別表第四の次に次の四表を加える。

別表第5（第3条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27

55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	44
103	53	66	68	44
104	54	66	68	44
105	54	67	69	45
106	54	67	70	45
107	55	67	71	45
108	55	67	72	46
109	55	68	73	46
110	56	68	73	46
111	56	68	74	47
112	56	68	74	47
113	57	69	75	47
114	57	69	75	48

115	58	69	76	48
116	58	69	76	48
117	59	70	77	49
118	59	70	78	49
119	60	70	79	49
120	60	70	80	50
121	61	71	81	50
122		71	82	50
123		71	83	51
124		71	84	51
125		72	85	51
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第6（第5条関係）

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円
2 級	7,400円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	10,100円

別表第七（第九条関係）

職員の区分	割合
一 労務職給料表の職務の級五級の職員	百分の十
二 労務職給料表の職務の級四級の職員	百分の五

別表第八（第十条関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第七号区分	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用された給与条例（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例」という。）の労務職給料表の適用を受けていた者でその属する号給が四十七号給以上であつたもの
第八号区分	平成八年四月以後平成十八年三月以前の給与条例の労務職給料表の適用を受けた者でその属する号給が三十号給以上であつたもの（第七号区分の項に掲げる者を除く。）
第九号区分	第七号区分又は第八号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

□ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第七号区分	平成十八年四月以後適用されている給与条例（以下「平成十八年四月以後の給与条例」という。）の労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
第八号区分	平成十八年四月以後の給与条例の労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であつたもの
第九号区分	第七号区分又は第八号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成十八年四月一日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に

おいて改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施

行規則（以下「改正前の単労規則」という。）別表第一労務職給料表の適用を受けて

いた職員の切替日における級（以下「新級」という。）及び号給（以下「新号給」と

いう。）は、切替日の前日においてその者が受けている号給（以下「旧号給」という

。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附

則別表に定める級及び号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（以下「在職職員」という。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 在職職員にかかる改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「改正後の単労規則」という。）第三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、在職職員の職務の級及び号給等を勘案して知事が別に定める。

5 在職職員にかかる改正後の単労規則第九条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、在職職員の職務の級及び号給等を勘案して知事が別に定める。

（給料の調整額にかかる経過措置）

6 改正後の単労規則第四条の規定により給料の調整を行う職員の職（次項において「

給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の単労規則第五条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額にその者について定められた一週間当たりの勤務時

間を四十時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成十八年四月一日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き

続き給料の調整額適用職員（第三号に該当する職員を除く。）である職員 同日に

その者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日

の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたとした場合に、改正前の単労規則に基

づき同日にその者に適用されることとなる号給を基礎として改正前の単労規則第

五条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員（施行日以後に新たに

給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該

当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に

新たに給料の調整額適用職員となつた者にあっては、施行日の前日に新たに給料の

調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合

）に同日にその者に適用されることとなる号給を基礎として改正前の単労規則第五

条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 初任給基準を異にする異動をした場合（施行日以降にこれらの異動が二回以上

あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場

合）

ロ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

（この規則の施行に関し必要な事項）

8 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の

給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

附則別表

切替表

旧号給	経過期間	新 級	新 号 給
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	2
	6月以上9月未満	1	3
	9月以上12月未満	1	4
	12月以上	1	5
4	3月未満	1	5
	3月以上6月未満	1	6
	6月以上9月未満	1	7
	9月以上12月未満	1	8
	12月以上	1	9
5	3月未満	1	5
	3月以上6月未満	1	6
	6月以上9月未満	1	7
	9月以上12月未満	1	8
	12月以上	1	9
6	3月未満	1	9
	3月以上6月未満	1	10
	6月以上9月未満	1	11
	9月以上12月未満	1	12
	12月以上	1	13
7	3月未満	1	13
	3月以上6月未満	1	14
	6月以上9月未満	1	15
	9月以上12月未満	1	16
	12月以上	1	17
8	3月未満	1	17
	3月以上6月未満	1	18
	6月以上9月未満	1	19
	9月以上12月未満	1	20
	12月以上	1	21
9	3月未満	1	21
	3月以上6月未満	1	22
	6月以上9月未満	1	23
	9月以上12月未満	1	24
	12月以上	1	25
10	3月未満	1	25
	3月以上6月未満	1	26
	6月以上9月未満	1	27
	9月以上12月未満	1	28
	12月以上	1	29
11	3月未満	1	29
	3月以上6月未満	1	30
	6月以上9月未満	1	31
	9月以上12月未満	1	32
	12月以上	1	33

12	3月未満	1	33
	3月以上6月未満	1	34
	6月以上9月未満	1	35
	9月以上12月未満	1	36
	12月以上	1	37
13	3月未満	1	37
	3月以上6月未満	1	38
	6月以上9月未満	1	39
	9月以上12月未満	1	40
	12月以上	1	41
14	3月未満	1	41
	3月以上6月未満	1	42
	6月以上9月未満	1	43
	9月以上12月未満	1	44
	12月以上	2	5
15	3月未満	2	5
	3月以上6月未満	2	6
	6月以上9月未満	2	7
	9月以上12月未満	2	8
	12月以上	2	9
16	3月未満	2	9
	3月以上6月未満	2	10
	6月以上9月未満	2	11
	9月以上12月未満	2	12
	12月以上	2	17
17	3月未満	2	17
	3月以上6月未満	2	18
	6月以上9月未満	2	19
	9月以上12月未満	2	20
	12月以上	2	21
18	3月未満	2	21
	3月以上6月未満	2	22
	6月以上9月未満	2	23
	9月以上12月未満	2	24
	12月以上	2	25
19	3月未満	2	25
	3月以上6月未満	2	26
	6月以上9月未満	2	27
	9月以上12月未満	2	28
	12月以上	3	13
20	3月未満	3	13
	3月以上6月未満	3	14
	6月以上9月未満	3	15
	9月以上12月未満	3	16
	12月以上	3	17
21	3月未満	3	17
	3月以上6月未満	3	18
	6月以上9月未満	3	19
	9月以上12月未満	3	20
	12月以上	3	21
22	3月未満	3	21
	3月以上6月未満	3	22
	6月以上9月未満	3	23
	9月以上12月未満	3	24
	12月以上	3	29
23	3月未満	3	29
	3月以上6月未満	3	30
	6月以上9月未満	3	31
	9月以上12月未満	3	32
	12月以上	3	33

24	3月未満	3	33		
	3月以上6月未満	3	34		
	6月以上9月未満	3	35		
	9月以上12月未満	3	36		
	12月以上	3	37		
25	3月未満	3	37		
	3月以上6月未満	3	38		
	6月以上9月未満	3	39		
	9月以上12月未満	3	40		
	12月以上	3	45		
26	3月未満	3	45		
	3月以上6月未満	3	46		
	6月以上9月未満	3	47		
	9月以上12月未満	3	48		
	12月以上	4	15		
27	3月未満	4	15		
	3月以上6月未満	4	16		
	6月以上9月未満	4	17		
	9月以上12月未満	4	18		
	12月以上	4	19		
28	3月未満	4	19		
	3月以上6月未満	4	20		
	6月以上9月未満	4	25		
	9月以上12月未満	4	25		
	12月以上	4	25		
29	3月未満	4	25		
	3月以上6月未満	4	26		
	6月以上9月未満	4	27		
	9月以上12月未満	4	28		
	12月以上	4	33		
30	3月未満	4	25		
	3月以上6月未満	4	26		
	6月以上9月未満	4	27		
	9月以上12月未満	4	28		
	12月以上	4	33		
31	3月未満	4	33		
	3月以上6月未満	4	34		
	6月以上9月未満	4	35		
	9月以上12月未満	4	36		
	12月以上	4	41		
32	3月未満	4	41		
	3月以上6月未満	4	42		
	6月以上9月未満	4	43		
	9月以上12月未満	4	44		
	12月以上	4	49		
33	3月未満	4	49	(ア)	
	3月以上6月未満	4	50		
	6月以上9月未満	4	51		
	9月以上12月未満	4	52		
	12月以上	4	57	新級	新号給
34	3月未満	4	57	5	17
	3月以上6月未満	4	58	5	18
	6月以上9月未満	4	59	5	19
	9月以上12月未満	4	60	5	20
	12月以上	4	65	5	21
35	3月未満	4	65	5	21
	3月以上6月未満	4	66	5	22
	6月以上9月未満	4	67	5	23
	9月以上12月未満	4	68	5	24
	12月以上	4	81	5	25

36	3月未満	4	81	5	25
	3月以上6月未満	4	82	5	26
	6月以上9月未満	4	83	5	27
	9月以上12月未満	4	84	5	28
	12月以上	4	89	5	29
37	3月未満	4	81	5	25
	3月以上6月未満	4	82	5	26
	6月以上9月未満	4	83	5	27
	9月以上12月未満	4	84	5	28
	12月以上	4	89	5	29
38	3月未満	4	89	5	29
	3月以上6月未満	4	90	5	30
	6月以上9月未満	4	91	5	31
	9月以上12月未満	4	92	5	32
	12月以上	4	97	5	33
39	3月未満	4	97	5	33
	3月以上6月未満	4	98	5	34
	6月以上9月未満	4	99	5	35
	9月以上12月未満	4	100	5	36
	12月以上	4	105	5	37
40	3月未満	4	105	5	37
	3月以上6月未満	4	106	5	37
	6月以上9月未満	4	107	5	38
	9月以上12月未満	4	108	5	38
	12月以上	4	113	5	39
41	3月未満	4	113	5	39
	3月以上6月未満	4	114	5	39
	6月以上9月未満	4	115	5	40
	9月以上12月未満	4	116	5	40
	12月以上	4	121	5	41
42	3月未満	4	121	5	41
	3月以上6月未満	4	122	5	41
	6月以上9月未満	4	123	5	42
	9月以上12月未満	4	124	5	42
	12月以上	4	125	5	43
43	3月未満	4	125	5	43
	3月以上6月未満	4	125	5	43
	6月以上9月未満	4	125	5	44
	9月以上12月未満	4	125	5	44
	12月以上	4	125	5	45
44	3月未満	4	125	5	45
	3月以上6月未満	4	125	5	46
	6月以上9月未満	4	125	5	47
	9月以上12月未満	4	125	5	48
	12月以上	4	125	5	49
45	3月未満	4	125	5	49
	3月以上6月未満	4	125	5	50
	6月以上9月未満	4	125	5	51
	9月以上12月未満	4	125	5	52
	12月以上	4	125	5	53
46	3月未満	4	125	5	53
	3月以上6月未満	4	125	5	54
	6月以上9月未満	4	125	5	55
	9月以上12月未満	4	125	5	56
	12月以上	4	125	5	57
47	3月未満	4	125	5	53
	3月以上6月未満	4	125	5	54
	6月以上9月未満	4	125	5	55
	9月以上12月未満	4	125	5	56
	12月以上	4	125	5	57

48	3月未満	4	125	5	57
	3月以上6月未満	4	125	5	58
	6月以上9月未満	4	125	5	59
	9月以上12月未満	4	125	5	60
	12月以上	4	125	5	61
49	3月未満	4	125	5	61
	3月以上6月未満	4	125	5	62
	6月以上9月未満	4	125	5	63
	9月以上12月未満	4	125	5	64
	12月以上	4	125	5	65
50	3月未満	4	125	5	65
	3月以上6月未満	4	125	5	66
	6月以上9月未満	4	125	5	67
	9月以上12月未満	4	125	5	68
	12月以上	4	125	5	73
51	3月未満	4	125	5	73
	3月以上6月未満	4	125	5	74
	6月以上9月未満	4	125	5	75
	9月以上12月未満	4	125	5	76
	12月以上	4	125	5	77
52	3月未満	4	125	5	77
	3月以上6月未満	4	125	5	78
	6月以上9月未満	4	125	5	79
	9月以上12月未満	4	125	5	80
	12月以上	4	125	5	81
53	3月未満	4	125	5	81
	3月以上6月未満	4	125	5	82
	6月以上9月未満	4	125	5	83
	9月以上12月未満	4	125	5	84
	12月以上	4	125	5	85
54	3月未満	4	125	5	85
	3月以上6月未満	4	125	5	86
	6月以上9月未満	4	125	5	87
	9月以上12月未満	4	125	5	88
	12月以上	4	125	5	89
55	3月未満	4	125	5	89
	3月以上6月未満	4	125	5	90
	6月以上9月未満	4	125	5	91
	9月以上12月未満	4	125	5	92
	12月以上	4	125	5	93
56	3月未満	4	125	5	93
	3月以上6月未満	4	125	5	93
	6月以上9月未満	4	125	5	93
	9月以上12月未満	4	125	5	93
	12月以上	4	125	5	93
57	3月未満	4	125	5	93
	3月以上6月未満	4	125	5	93
	6月以上9月未満	4	125	5	93
	9月以上12月未満	4	125	5	93
	12月以上	4	125	5	93
58	3月未満	4	125	5	93
	3月以上6月未満	4	125	5	93
	6月以上9月未満	4	125	5	93
	9月以上12月未満	4	125	5	93
	12月以上	4	125	5	93

備考 (ア) の欄については、主任技能員について適用する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十二号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

9 別表第一の規定は、平成十七年十月一日から平成十八年三月三十日までの間、同表特定地域の欄中「佐賀市」とあるのは、「佐賀市のうち旧富士町（平成十七年九月三十日における佐賀郡富士町の区域をいう。）を除く区域」と読み替えて適用する。別表第一中「鳥栖市」を「鳥栖市 神埼市」に改め、「東松浦郡（七山村に限る。）」及び「（神埼町、三田川町、背振村、東背振村及び三瀬村に限る。） 佐賀郡（富士町に限る。）」を削り、「甘木市 八女市」を「八女市」に、「うきは市」を「うきは市朝倉市」に改め、「（富士町を除く。）」を削り、「三加和町」を「和水町」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の市、郡又は町名は、平成十八年四月一日以後にその区域に変更があつた場合においても、同日における区域を示すものとする。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第四（第二十一条関係）

十級	九級	八級
四級（本庁の部長に限る。）	四級（本庁の理事に限る。）	四級（本庁の部長及び理事を除く。）
		五級（大規模試験研究機関の長等に限る。）
		九級
十級	十級	九級

備考 この表において「試験研究機関の長等」とは、保健環境研究所の部長、工業技術センターの部長及び研究所長、農業総合試験場の部長及び分場長、森林林業技術センターの所長、水産海洋技術センターの部長、水産海洋技術センターの部長及び副所長をいい、「大規模試験研究機関の長等」とは、保健環境研究所の所長及び副所長、工業技術センターの所長及び副所長、農業総合試験場の場長及び副場長、森林林業技術センターの所長並びに水産海洋技術センターの所長をいい、「国家公務員の職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による行政職俸給表（）に掲げる職務の級をいうものとする。

別表第五（第二十一条関係）

国家公務員の職務の級に相当する再任用職員の各給料表の職務の級

		行政職給料表の職務の級													
		医療職給料表(一)の職務の級							医療職給料表(二)の職務の級						
		医療職給料表(三)の職務の級							研究職給料表の職務の級						
		研究職給料表(三)の職務の級							公安職給料表の職務の級						
		公安職給料表(二)の職務の級							公安職給料表(一)の職務の級						
		教育職給料表(三)の職務の級							教育職給料表(二)の職務の級						
		教育職給料表(二)の職務の級							教育職給料表(一)の職務の級						
		国家公務員の職務の級							国家公務員の職務の級						
十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
四級（本庁の理事に限る。）	四級（本庁の部長に限る。）	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
五級（大規模試験研究機関の長等に限る。）	九級	八級	七級	六級	五級	四級（試験研究機関の長等に限る。）	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
五級（大規模試験研究機関の長等を除く。）	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級
九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級
八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級
六級	五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
五級	四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級
四級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級
二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	十級
一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	十級

備考 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいい、「試験研究機関の長等」とは、保健環境研究所の部長、工業技術センターの部長及び研究所所長、農業総合試験場の部長及び分場長、森林林業技術センターの部長、水産海洋技術センターの部長及び研究所所長並びに科学捜査研究所の所長及び副所長をいい、「大規模試験研究機関の長等」とは、保健環境研究所の所長及び副所長、工業技術センターの所長及び副所長、農業総合試験場の場長及び副場長、森林林業技術センターの所長をいい、「国家公務員の職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する法律の規定による行政職俸給表(一)に掲げる職務の級をいうものとする。

別表第六「国家公務員の職務の級の欄中「六級」を「四級」に、「七級」を「五級」に、「八級」を「六級」に、「九級」を「七級」に、「十級」を「八級」に改め、同表中

十一級 を 九級 に改める。

十一級 九級

附則
(施行期日等)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用する。ただし、改正後の規則付則第九項の規定は、平成十七年十月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

訓令

福岡県訓令第二号

本
出
先
機
関
府

福岡県警察本部
福岡県教育庁
福岡県監査委員会事務局
福岡県人事委員会事務局
福岡県労働委員会事務局
福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

八 出先機関における個別的専決事項」を「別表六 削除」に改め、「別表

第二条中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とする。

第七条の表知事部局の項中「（総務部の人事課及び総務事務センター（福利厚生に係るものに限る。）の所掌事務については、総合的な調整を要するものを除き職員長）」を削り、

八 出先機関における個別的事項」を「別表六 削除」に改め、「別表

第七条の表知事部局の項中「（総務部の人事課及び総務事務センター（福利厚生に係るものに限る。）の所掌事務については、総合的な調整を要するものを除き職員長）」を削り、

部次長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副課長等
職員長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副課長等

部次長の決裁事項	主務課の課長	主務課の副課長等
主務課の課長	主務課の副課長等	主務課の副課長等

に、

課（室）長の決裁事項	副所長の決裁事項	所長の決裁事項
課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長	副所長
課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課又は室にあつては所長が指定する	出張所の所掌事務については所長が指定する吏員（室）の課（室）長	出張所の所掌事務については所長が指定する吏員（室）の課（室）長

農林事務所				大学			
		副所長の決裁事項	所長の決裁事項	学長の決裁事項	出張所長の決裁事項	副長（係長及び副長を置かない課（室）にあつては、所長が指定する吏員）	所長が指定する吏員
		副所長	副所長	学長が総務部長の承認を得て指定した事務（以下この表中「指定事務」という。）については学長が指定する者、その他の事務については事務局長	学長が総務部長の承認を得て指定した事務（以下この表中「指定事務」という。）については学長が指定する者、その他の事務については事務局長	所長が指定する吏員	所長が指定する吏員
		出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長	主務課の課長	主務課の課長	所長が指定する者	所長が指定する者
		出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長	主務課の課長	主務課の課長	所長が指定する者	所長が指定する者

を

及び土木事務所		課（室）長の決裁事項	出張所長の決裁事項	所長が指定する吏員	所長が指定する吏員
課長補佐を置く課にあっては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあっては主務係の係長、課長補佐を置かない課又は室にあっては所長が指定する者	課長補佐を置く課にあっては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあっては所長が指定する者	副長（係長及び副長を置かない課（室）にあつては、所長が指定する吏員）	副長（係長及び副長を置かない課（室）にあつては、所長が指定する吏員）	所長が指定する吏員	所長が指定する吏員

に改

を置かない課（室）にあつては、所長が指定する吏員

及
務
所

め、同表の注の2イ及びロを次のように改める。

- イ 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第八十三条第一項の規定に基づき、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合、部隊等の派遣を防衛庁長官又はその指定する者に要請すること。
- ロ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項の規定に基づき、災害対策本部を設置すること。

第七条の表の注の2に次のように加える。

- ハ 災害対策基本法第七十五条の規定に基づき、応急措置を実施するための事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に

管理又は執行させること。

第十条を次のように改める。

（知事等の決裁事項の基準）

第十条 知事、副知事、部長等、部次長、局長及び課長の決裁事項とするものの基準は、次のとおりとする。

決裁事項		
事 知	決裁権者	
事知副		
等長部		
長次部		
長 局		
長 課		

		1 県行政の企画及び運営		2 権限の調整		3 標準規則・訓令・告示等	
県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。	県行政の運営に関する基本方針に従い、各部門の実施部（出納事務局を含む。以下この表中同じ。）の行政の実施計画及び処理方針に係る決定を行うこと。	部（出納事務局を含む。以下この表中同じ。）の行政の運営管理的見地から裁量をあまり必要としない事務的又は儀礼的案件に係るもの	課に属する事務の企画、運営及び実施に関すること。	各部（秘書室及び出納事務局を含む。以下この表中同じ。）間で意見を異にするものの調整を行うこと。	部内の各課間で意見を異にするものの調整を行うこと。	部の内部管理的経常事務で、課長に裁量させることができないものに係る決定を行うこと。	課長段階における裁量で適當とされる事務のうち、事務の適正な執行を確保するため、課長以外の者のけん制を考慮する必要がある事務に係る決定を行うこと。
○	○	○					
○					○		○
				○	○		○
			○	○	○	○	○
				○	○	○	○
					○		

		4 議会		5 許可、認可、特許、免許、認定、命令及び決定等の他行政処分		6 法規的性質をもたない重要な告示及び行政事務に属する公表、公表その他の公示に係る決定を行うこと。	
許可、認可、特許、免許、認定、命令及び決定等の行政処分に係る決定を行うこと。	許可、認可、免許、特許、認定、命令、決定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るもの解散、閉鎖、停止その他行政処分に関する事務のうち、行政運営上、重要なものに係る決定を行うこと。						
○	○	○				○	○
○					○		○
			○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
				○			

注 1 決裁権者の欄に○を付した者による決裁を基準とする。ただし、局を置く部

第十一条から第十四条まで削除

第十一條から第十四条までを次のように改める。

の欄にも○を付したものについては、局長による決裁を基準とする。

」に改め、同号ホ中「第二百四十三条第二項」を「第二百四十三条第三項」に改め、同条第十三号ウ中「第二百五十八条前段」を「第二百五十八条第一項前段」に改め、同条第十六号ハ中「第二百五十八条後段」を「第二百五十八条第一項後段」に改める。

第十八条中「別表六に定めるとおりとする」を「第十条に定める決裁の基準に基づき、各部長が別に定める」に改める。

第十九条中「委任事務」を「部長は、委任事務」に、「のうち、次の各号に掲げるものについては」を「にあつても」に、「専決する」を「専決させる」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第二十一条第三号ホ中「及び別表六人事課の項第九項」を削り、同条第十号ト中「職員課」を「人事課」に改め、同号リ中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第二十一条の二第一項第三号及び第二十二条の三第三号中「別表六人事課の項第九項において別に承認を要するもの及び」を削る。

第二十二条の十を削る。

第二十二条の二第二項第四号を削る。

第二十二条の三第一項第一号ホ中「（別表六人事課の項第九項において別に承認を要するものを除く。）」を削り、同号ヘ中「福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）」を「所属職員について、福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）」に改める。

第二十三条第二項第一号中「美術館及び九州歴史資料館」を「福岡県教育センター、福岡県立社会教育総合センター、美術館、図書館、九州歴史資料館及び県立学校」に改め、同条第三項第二号中「及び教育事務所」を「、教育事務所、福岡県教育センター及び福岡県立社会教育総合センター」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 削除

第二十三条第二項第五号中「美術館」の下に「、図書館」を加え、同項に次の一号を

加える。

六 県立学校 事務長

第二十五条中「別表八に定めるとおりとする」を「各部長が別に定める」に改め、同条後段を削る。

第二十七条第一項を削り、同条第二項中「前項に定める手続きによるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

別表一第十二項副知事専決事項の欄第五号中「（別表六人事課の項第九項において別に承認を要することとされたものを除く。）」を削り、同項部長専決事項の欄第七号及び同項課長専決事項の上欄第十二号中「別表六人事課の項第九項において別に承認を要することとされたもの及び」を削り、同項課長専決事項の下欄第一号中「（勤務時間規則第十九条第一項に規定するものを含む。）」を削り、同表第十三項課長専決事項の下欄第一号中「規則第十二条」を「所属職員について、規則第十二条」に改め、同表中注の1を削り、注の2を注の1とし、注の3を注の2とし、注の4を注の3とする。

別表二第二号中「電子集約物品」を「知事が定める物品」に改め、同表第五号中「一般旅客自動車」を「タクシー」に改め、同表の注の1中「総務部にあつては、右の表中部次長の決裁事項としたもののうち人事課及び総務事務センター（福利厚生に係るものに限る。）に係るものは職員長の決裁事項とし、」を削る。

別表三中「第二十四条第五項に規定する」を「第八十七条第一項の規定により総務事務センターが事務を行う」に改め、同表の注の1中「総務部にあつては、右の表中部次長の決裁事項としたもののうち人事課及び総務事務センター（福利厚生に係るものに限る。）に係るものは職員長の決裁事項とし、」を削る。

別表六を次のように改める。

別表六 削除

別表八を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表企画調整事務関係の項を削り、同表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号中ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。

口 法第十七条の十二第二項において準用する第十二条及び第十三条第三項、第七条の四第一項、第十七条の五第一項並びに第十七条の六第一項の規定に基づく届出を受け付け、本庁に送付すること。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号に次のように加える。

ホ 施行規則第九条の三の規定に基づき交付する受理書を、届出者に送付すること。

別表NPO及びボランティア団体支援事務関係の項を削り、同表中

河川総合開発事務関係	古賀市
	行橋市
	京都郡苅田町

河川開発課

大根川総合開発事業に関すること。

に

を

改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

久留米市

筑後市

久留米市のうち旧三潴町の区域
大牟田市
筑後市
山門郡瀬高町
三池郡高田町

に

を

改め、同表中

東九州自動車道建設促進事務関係	行橋市
豊前市	京都郡みやこ町
築上郡吉富町 築上郡上毛町 築上郡築上町	室 高速道路対策

に

久留米市のうち旧三潴町（平成十七年二月四日における三潴郡
三潴町の区域をいう。以下同じ。）を除く区域

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)